

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

長久手住環境快適化計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県愛知郡長久手町

## 3. 地域再生計画の区域

愛知県愛知郡長久手町の全域

## 4. 地域再生計画の目標

本町は、尾張丘陵のほぼ中央に位置する愛知郡の北端にあり、東は豊田市、西は名古屋市名東区、南は日進市、北は名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市に隣接し、天正12年（1584年）に豊臣秀吉と徳川家康の両軍勢が正面から衝突した「小牧・長久手の戦い」の古戦場として良く知られている。

全町域面積は21.54 km<sup>2</sup>、南東に高く北西に低い地形で、南東部の最高点で標高約184 m、北西部の最低点で標高約43 m、東西約8 km、南北約4 kmの中央のくびれた長方形で人口約4万人の町である。

尾張丘陵と濃尾平野とが接する地点に位置するため、その地形は比較的複雑で、町内の中心部を一級河川香流川が南東から北西にかけて貫流している流れにあわせ、緩やかに傾斜するが、所々に小丘が盛り上がる表情豊かな地勢を呈する。

昔から、香流川沿いに広がる農地は、住民にとって身近な自然としての役割を果たし、農地を中心とした用水路、畦、土手や堤などが、私たちの心をなごませ、やすらぎを与えてくれる大切な自然であった。ドンコやアカザなどの魚類が生息するきれいな香流川が育んできた自然環境を通して、子ども同士はふれあい、学習することができ、地域の交流の活性化にも貢献してきた。

しかしその一方で、昭和41年の愛知県立芸術大学を始め、愛知医科大学、愛知淑徳大学、愛知県立大学と相次いで開学し、文教地域として発展するとともに、町西部地域を中心とした土地区画整理事業による宅地開発が進み、名古屋市のベッドタウンとして発展を続け、県下でも有数の人口急増地域となっており、そのため、生活排水により香流川や支流の水質は悪化し、現在では鴨田川のように夏になると悪臭を発生する河川もみられるようになっている。平成11年度に実施した住民アンケートにおいても「河川やため池の水のきれいさの確保」を求める意見が多くなっており、水環境に対する関心の高さが伺われ、住民生活に潤いとやすらぎを与え続けてきた河川の水質を改善し、美しい本町の水辺環境を守り、次世代に引き継ぐために、下水道や浄化槽の汚水処理施設を整備することが緊急の課題となっている。

本町においては、従来から公共下水道、浄化槽の整備を進めており、公共下水道は、平成2年度に本町の中心的な住宅区域からなる97haの市街化区域について長久手町

公共下水道（長久手処理区）の第1期事業認可を受け下水道事業に着手し、平成8年10月に供用開始し、平成7年度、12年度、15年度と変更認可を受け、処理区の拡大及び処理施設の拡張に努めている。また、浄化槽についても下水道が当面整備されない区域を対象に整備が進められてきた。香流川、鴨田川の両河川の水質について、平成8年10月の長久手浄化センター供用開始にあわせるようになってきているが、平成16年度末の汚水処理人口普及率は78.5%に留まっている状況である。

このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層促進し、早期に普及率の向上を達成するとともに、河川の護岸工事においても、環境に配慮した環境型ブロックを積極的に使用するなど、河川の水の自然浄化、環境保全に努め、長久手町全域における生活環境の改善と公共用水域の保全を図るものとする。さらに、各自治会をはじめ、各種団体等の参加・協力を得て、町民による河川清掃のボランティア活動が実施されていることから、町として清掃で集められたゴミの回収作業を支援するなど、住民と積極的に協働しながら、本町の水辺環境の改善を図る。

また、本町においては、住民・事業者・町が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的とする「長久手町美しいまちづくり条例」を平成16年度に制定し、河川環境を含め、広く自然環境の育成や保全、美化を推進していくものとしている。

以上のように、河川の水質を改善することにより、水質悪化で姿を消していた水辺の動植物が、再び生育・生息できる自然環境を取り戻すとともに、よみがえった本町の美しい自然環境に接することにより、子ども同士、大人と子ども、地域等のふれあいを通して学習することで、地域の交流の活性化につなげ、ひいては「生活環境の優れた快適なまちづくり」を実現していくものとする。

（目標）汚水処理施設の整備の促進

（汚水処理人口普及率を78.5%から85.4%に向上）

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

地域再生計画の区域となる下山、先達、蟹原地区は、長久手処理区（東名高速道路より北側のエリア）の西端、東端、南端に位置し、区画整理事業が完了している住宅地である。南部地区は、長久手南部処理区（東名高速道路より南側のエリア）に位置し、名古屋都市計画事業 長湫南部土地区画整理事業を実施している新市街地である。

長久手町の下水道計画では、長久手浄化センターを中心に年々整備区域を拡大していることから、浄化センターから遠いこれらの地域について下水道整備が遅れているのが現状である。

今後、下山、先達、蟹原、南部地区において、汚水処理施設整備交付金を活用し、長久手町の総人口の6%にあたる住民2,525人を対象に3年間で公共下水道を整備し、南部地区については、区画整理事業と同調して施工することにより、工事費のコ

スト縮減を図り、後にできる住宅の汚水整備普及率を 100 % にすることができる。

平成 15 年度の長久手町公共下水道事業計画の変更認可時に認可区域の拡大を行い、民家が分散して建っている市街化調整区域のほぼ全域を認可区域としたことにより、浄化槽整備区域は限られているのが現状であるが、丸根・北山・桃ノ木・熊張・前熊地区の下水道整備予定が当面無い区域で、新築、改築する家屋、汲取り式及び単独浄化槽から変更する家屋を対象に浄化槽（個人設置型）を 3 年間で 10 基整備する。

本計画の汚水処理施設整備の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的・計画的な整備を図り、3 年間で汚水処理人口普及率を現在の 78.5 % から 85.4 % まで向上させるとともに、河川の護岸工事においても、環境に配慮した環境型ブロックを積極的に使用するなど、河川の水の自然浄化、環境保全に努め、長久手町全域における生活環境の改善と公共用水域の保全を図るものとする。また、定期的に行われている町民による河川清掃のボランティア活動を、町とし支援することにより、本計画の目標である「生活環境の優れた快適なまちづくり」を達成するための一翼を担うことを目指す。

なお、長久手町公共下水道事業計画区域は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により認可を受けている区域である。

## 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

#### 【事業主体】

- ・長久手町

#### 【施設の種類】

- ・公共下水道及び浄化槽(個人設置型)

#### 【事業区域】

- ・公共下水道 長久手町下山・先達・蟹原地区（長久手処理区）  
長久手町南部地区（長久手南部処理区）
- ・浄化槽（個人設置型）長久手町丸根・北山・桃ノ木・熊張・前熊地区

#### 【事業期間】

- ・公共下水道 平成 17 年度～ 19 年度
- ・浄化槽（個人設置型）平成 17 年度～ 19 年度

#### 【整備事業量】

- ・公共下水道 75 ～ 300 L = 17, 170 m
- ・浄化槽（個人設置型）5 人槽 4 基  
7 人槽 6 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 下山・先達・蟹原・南部地区で 2, 525 人、浄化槽（個人設置型）丸根・北山・桃ノ木・熊張・前熊地区で 65 人

#### 【事業費】

- ・公共下水道 838,000 千円  
(うち、単独 138,000 千円)

	(うち、国費 350,000千円)
・浄化槽(個人設置型)	990千円
	(うち、国費 330千円)
・合計	838,990千円
	(うち、単独 138,000千円)
	(うち、国費 350,330千円)

### 5 - 3 その他の事業

#### あいちクリーンキャンペーン

毎年、長久手町商工会青年部が「香流川クリーンコミュニティ」(年6～8回)を主催し、町内の各自治会をはじめ、各種団体等の参加・協力を得て、町民による香流川の清掃活動が実施されている。

なお、集められたゴミについては、町で回収を行う。

#### 道路改築工事に伴う護岸工事

平成16年度から平成17年度までの期間で、道路改築工事における橋梁下部工に伴う、香流川右岸の改修工事。河川の水の自然浄化、環境保全を目的とした環境型ブロックを使用し、橋梁部の前後10mを施工した。

#### 名古屋都市計画事業 長湫南部土地区画整理事業

平成10年11月20日から平成25年3月31日までの期間で施行される事業で、土地区画整理事業による都市基盤整備を行い、道路・公園等の公共施設の整備改善と土地利用の効率化を促進し、利便性・快適性・安全性等の居住環境の向上を図り、健全で魅力的な老人や子供にやさしいまちづくりを進める。

#### 長久手町美しいまちづくり条例

平成17年3月1日付けで施行された条例で、長久手町の環境を活かした魅力あるまちづくりのために、良好な景観・住環境づくり、豊かなみどりの育成と保全、環境美化の推進について、住民・事業者・町が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的とする。

(基本方針)

- ・魅力ある景観づくり
- ・良好な住環境づくり
- ・みどりのあるまちづくり
- ・きれいで快適なまちづくり

## 6 . 計画期間

平成17年度～19年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理整備交付金に関連する事業の効率化及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業に対する評価及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、庁内に企画課長・環境課長・下水道課長を構成員とする評価チームを設置し、毎年度、地域再生計画の進捗状況、整備面積、汚水処理人口、汚水処理人口普及率、下水道整備延長、浄化槽設置数、公共下水道及び浄化槽の各事業の効率性、関連事業の進捗状況について各指標の検証及び今後の事業のあり方について検討を行う。この検討結果は、後日住民に公表する。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

本町における農業従事者の減少及び高齢化により、遊休農地が年々増加している。長久手田園バレー特区が目的とする農地の保全及び農業の活性化は、遊休農地の利活用を推進するとともに、本地域再生計画の目標で述べた自然環境の保全及び地域の交流の活性化にもつながる。

長久手田園バレー特区

(認定日)

平成16年12月8日

(特区の概要)

田園環境の保全や活用、また、農的な営みや農的なくらしの保全を図るための取り組みとして、都市農村交流施設の設置や市民農園の整備を行う「長久手田園バレー事業」を実施している。これに加え、株式会社等による農業経営や、農地所有者等による市民農園の開設を推進するための取組を実施することにより農業外の新たな活力を導入することによって、当地域農業の持続的発展を図る。

(適用される規制の特例措置)

- ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・市民農園の開設者の範囲拡大